HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	比良, 友佳理
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第11187号
Issue Date	2014-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/55629
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Yukari_Hira_review.pdf, 審査の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称　博士（法学）　氏　名　　比良　友佳理

	主　査	教　授	田　村　善　之
審査担当者	副　査	教　授	佐々木　雅　寿
	副　査	教　授	吉　田　広　志

デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究

近時、日本の著作権法の学界では、著作権の存続期間延長を認める 1998 年の米国著作権法に対する違憲訴訟において、米国連邦最高裁判決が示した「表現のエンジン論」を日本の法学にも導入しようという動きがある。エンジン論は、著作権制度が存在することにより著作者は自立して創作活動に励むことができ、もって著作物が多数生産されるようになるという考え方に基づいて、著作権は表現を豊かにするという理論づけをもって、一見すると表現の自由を規制する著作権法に関する違憲の疑いを払拭する一助とすることを企図している。これに対して、本論文は、このような著作権制度をマクロ的に眺める論法によって、ミクロ的な私人の自由を規制することに対し、特にインターネットの時代において私人が自由に創作活動を行える領域が物理的に拡大している現在において疑問があることを指摘する。そのうえで、アイディア・表現二分論、フェア・ユース、著作権の保護期間が存在するから、その大枠が変更されない限り違憲審査を控えるといった、米国で著作権の合憲性を基礎づけるために用いられている道具立てについても、このような論法では立法の枠組みをそのまま追認することになり、司法による違憲審査の機能を大いに損ねることになりかねないと警鐘を鳴らす。そのうえで、著作権の政策形成過程に少数派バイアスが働いており、一般のユーザーや弱小な著作権者の意向が反映されず、強大な著作権者の意図に従って著作権が国際的に強化されていることに鑑みると、立法に対する司法の審査は厳格な違憲審査の下になされることが望まれると帰結している。

他方、本論文はデジタル化時代、インターネット時代における著作権法の現代的な課題に対して、著作権と表現の自由や違憲審査という問題設定の仕方で臨むことの限界も意識しており、「知的財産権」、「海賊版」といった伝統的なレッテルに対して、著作権を「ユーザーの自由」に対する規制としてみる対抗メタファーにより政策形成過程のバイアスを少しでも解消しようとする近時の学説にシンパシーを感じながら、そのような運動の際に表現の自由が一つの橋頭堡となりうることを示唆して論文を結んでいる。

このような本論文は、それなりに議論の蓄積が現れ始めている著作権と表現の自由との関係という論点につき、立法、司法の役割分担、とりわけ政策形成過程のバイアスという観点を取り入れる点で、邦語文献としては斬新なアプローチを示したものということができる。豊富な文献渉猟の下に、米国における議論の最新の動向を紹介するという意味でも資料的な価値が高い。その反面、抽象的な枠組みが示されたに止まり、厳格な違憲審査基準をもって、具体的な事件においていかにそれを適用していくのかということに関する検討は将来的なものとされており、その分、論文の迫力を削いでいる。また、デジタル化時代、インターネット時代を迎えて、著作権が創作活動に対する規制に止まらず、広く私人の行動の自由を規制する法理に変容している現在、1970 年代に唱えられ始めた著作権と表現の自由という枠組みでものを語ることがはたして適切なのかという問題も残されている。最後の点は本論文も結語のところで意識しているが、議論の深化は

やはり将来の課題とされている。この他、近時の有力説に従い、著作権を単なる行為規制と把握する本論文は、おそらく憲法上の財産権としては著作権を捉えていないとうことが推察されるが、その点が明示されていないために全体の立論が完結していないという憾みも残されている。

このように、本論文にはいくつかの課題が残されてはいるが、学際的な領域に対して独創的なアプローチを試みており、文献の渉猟度の点でも秀でていることに鑑み、審査委員の全員の一致をもって博士号付与に値すると判断した。